

北陸管内における特定実験試験局用周波数等

◎総務省告示第352号(令和6年11月27日) 全国分から北陸管内分を抜粋

周波数の範囲(注1)		等価等方 輻射電力(注2)	使用可能期間	使用可能地域	備考
from	to				
5755MHz ~	5795MHz	1W以下	R8.3.31まで	北陸総合通信局管内	(注3)
5795MHz ~	5815MHz	25mW以下	R8.3.31まで		(注3)

(注1) 発射する占有周波数帯幅にいかなる電波のエネルギーも、当該電波が使用可能な周波数の範囲から逸脱してはならない。

(注2) 空中線電力は、その等価等方輻射電力の値がそれぞれ等価等方輻射電力の欄に掲げる範囲内となるものであること。

(注3) 石川県珠洲市、石川県河北郡内灘町、石川県鳳珠郡能登町、福井県丹生郡越前町及び加賀市生水展望広場(石川県加賀市山中温泉生水町)並びにそれらの上空に限る。

◎総務省告示第178号(令和7年5月29日) 全国分から北陸管内分を抜粋、令和7年7月1日施行

周波数の範囲(注1)		等価等方 輻射電力(注2)	使用可能期間	使用可能地域	備考
from	to				
73.55MHz ~	73.65MHz	10W以下	R8.6.30まで	北陸総合通信局管内	
143MHz ~	143.21MHz	5W以下	R9.6.30まで		陸上での使用に限る。
147MHz ~	147.21MHz	50W以下	R9.6.30まで		陸上での使用に限る。
426.9MHz ~	427.5MHz	10W以下	R9.6.30まで		陸上での使用に限る。
428MHz ~	428.4MHz	5W以下	R9.6.30まで		陸上での使用に限る。
5012MHz ~	5025MHz	5W以下	R8.6.30まで		
5100MHz ~	5140MHz	1W以下	R8.6.30まで		
12.8GHz ~	12.95GHz	1W以下	R8.6.30まで		
15.5GHz ~	15.6GHz	1W以下	R8.6.30まで		
28.2GHz ~	29.1GHz	任意の1MHz幅における等価等方輻射電力が316mW以下	R8.6.30まで		陸上での使用に限る。 富山県高岡市及び南砺市の区域は屋内での使用に限る。
31.05GHz ~	31.2GHz	1W以下	R8.6.30まで		
32.05GHz ~	33.25GHz	1W以下	R8.6.30まで		
48.4GHz ~	48.7GHz	0.1W以下	R8.6.30まで		
49.3GHz ~	49.8GHz	0.1W以下	R8.6.30まで		
51.35GHz ~	52.35GHz	0.1W以下	R8.6.30まで		
66GHz ~	71GHz	1500W以下	R8.6.30まで		空中線電力は、 1W以下に限る。
102GHz ~	1100GHz	任意の1GHz幅における等価等方輻射電力が5000W以下	R10.6.30まで		(注3) 空中線電力は、 5W以下に限る。

(注1) 発射する占有周波数帯幅にいかなる電波のエネルギーも、当該電波が使用可能な周波数の範囲から逸脱してはならない。

(注2) 空中線電力は、その等価等方輻射電力の値がそれぞれ等価等方輻射電力の欄に掲げる範囲内となるものであること。

(注3) この周波数の使用は、陸上での使用に限るものとし、かつ、次に掲げる周波数を除く。

109.5GHzから111.8GHzまで、114.25GHzから116GHzまで、148.5GHzから151.5GHzまで、164GHzから167GHzまで、182GHzから185GHzまで、190GHzから191.8GHzまで、200GHzから209GHzまで、226GHzから231.5GHzまで及び250GHzから252GHzまでの周波数